

せたな町脱炭素化推進補助金

環境負荷の少ないクリーンエネルギー普及や温室効果ガスを抑制し、地球温暖化防止対策を推進するため、町内の住宅等に太陽光発電システムや蓄電池等を導入する方に補助金を交付します。

対象

個人	町内に住所を有する方
事業者	個人事業主または法人であり、申請時に町内にて1年以上引き続き同一の事業を経営する方

補助条件

- ・ 町税等の滞納による行政サービスの制限を受けていないこと
- ・ 対象機器を導入した住宅に入居または利用して事業活動を行うこと
- ・ 過去に同一の対象機器等を設置するために町から補助金を受けていないこと等

補助金メニュー

区分	要件	補助金額【限度額】
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none">・ 低圧配電線と逆潮流有り で 連携し、電力会社と需給契約締結・ 太陽電池モジュールの最大出力が10kW未満（個人）、50kW未満（事業者）・ 発電量を記録できる装置設置・ 未使用品	1 kWあたり10万円 【個人：100万円】 【事業者：200万円】
定置用蓄電池	<ul style="list-style-type: none">・ 常時、太陽光発電システムと接続・ 蓄電容量が1kWh未満・ メーカー指定の環境条件に設置・ 未使用品	工事費の1/3 1 kWhあたり (個人：15.51万円) (事業者：17.6万円) 【個人：37万円】 【事業者：118万円】
エネルギーマネジメントシステム	<ul style="list-style-type: none">・ 省エネ効果を得られ、計量区分ごとにエネルギーの計量、計測を行い、データ収集、分析、評価できる機器・ システム内発電量、需給調整の制御に必要な機器・ 未使用品	設置費の2/3 【個人：5万円】 【事業者：100万円】



担当：まちづくり推進課再生可能エネルギー推進室
電話：0137-84-5111